

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に係る  
重大事態の調査結果について  
(令和 4 年度第 1 号事案)

公開版

令和 6 年 1 0 月 1 日

大分市教育委員会

### < 事案の概要 >

大分市内の小学校（以下、「当該学校」という。）に在籍していた本児童は、本児童の保護者の訴えによると、令和2年（1年次）に、同学級の児童A、B、Cから、それぞれ、悪口を言われたり、ビンタをされたりするなどの行為を受け、最終的に加害児童が謝罪し、終結したのもあった。

また、令和4年度の3年次に再び同学級になった児童Aから、令和4年の4月から令和5年の1月にかけて、腹部を蹴られたり、つねられたり、「ゴミ、カス」と言われた他、令和4年11月に第4学年の児童Dから口付近を殴られる、令和5年2月に同学年の児童Eからトイレの壁に押し付けられるなどの行為をそれぞれ受けた。

その後、本児童は、令和5年2月10日から学校を欠席するとともに、同月13日に病院を受診し、急性ストレス反応、摂食障害、反復性腹痛の診断を受けた。その後、同月17日に学校を転校した。

こうした事態により、市教育委員会は本児童の保護者の訴えを受け、同年3月17日に「いじめの重大事態」として認定し、調査を実施することとした。

### < 調査組織 >

大分市いじめ問題第三者調査委員会

### < 調査結果 >

以下、令和6年7月2日に報告された大分市いじめ問題第三者調査委員会作成による調査報告書の要旨を示す。

## 第1 大分市いじめ問題第三者調査委員会の設置・調査の実施

## 1 大分市いじめ問題第三者調査委員会（令和4年度第1号事案）設置の経緯

大分市いじめ問題第三者委員会（以下、「当委員会」という。）は、大分市いじめ問題第三者調査委員会条例（平成26年3月28日条例第5号）に基づき、大分市の設置する小学校又は中学校におけるいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）第28条第1項に規定する「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査等を行うため、大分市教育委員会におかれた委員会である（条例第1条）。

本事案は、本児童がいじめにより転校を余儀なくされ、心身に重大な影響を受けたとの報告があったことから、調査を行うべく、令和5年5月17日、当委員会内に委員5名からなる部会を設置した（以下、「当部会」という。）。

## 2 当部会の構成

当部会の構成は次のとおりである。本事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者はいない。

部会長	小野 裕佳（弁護士）
副部長	能美 知子（弁護士）
委員	末延 聡一（医師）
委員	遠藤 啓示（臨床心理士）
委員	池永 恵美（臨床心理士）

## 3 当部会の任務

当部会の任務は、①本事案の事実関係の調査、②学校の対応及び再発防止に関する提言のみであり、関係者の法的責任の追及は含まれていない。

① 本事案の事実関係の調査については、いじめの有無について当部会が調査結果に基づき報告するものであるが、あくまでも、当部会が調査結果から推認することができるかと判断した事実について報告するものである。したがって、本調査報告書において認定された事実等を用いて、教職員及び関係者に対する責任追及・処分がなされてはならないことを付言する。

#### 4 調査の前提及び限界

当部会は、任務を遂行すべく努力を尽くしたが、本調査は、その性質上、次の各号に掲げる前提に服するものである。

① 本調査において当部会の検討対象となった当部会に開示された書類すべての原本は真正であり、写しは原本と同一性を保持している。

② 当部会が、文書の抜粋又は要約のみの開示を受けたものである場合において、本報告書において明示的に記載された事項を除き、その抜粋又は要約は、当該文書全体の内容を適切に反映しており、当該文書全体についての誤解を生じさせるものではない。

③ 本報告書において明示的に記載された事項を除き、当部会の検討対象となった事項について重大な影響を及ぼす情報の開示が留保されたことはない。

④ 本報告書は、本事案の事実関係の調査、学校の対応及び再発防止に関する提言のみを目的として作成されたものであり、それ以外の目的のために使用されることを予定していない。

⑤ 本報告書は、大分市教育委員会以外の第三者により依拠されることを予定しておらず、当部会は大分市教育委員会以外の第三者に対し何らの責任を負うものではない。

## 第2 前提となる事実

### 1 重大事態の種類

心身への重大な被害（法第28条第1項1号）

### 2 本児童

令和4年度（発生当時）小学校第3学年（現在第5学年、市外へ区域外就学）

### 3 本児童及び本児童の母親の訴えの要旨

本児童は、令和2年度（1年次）及び令和4年度（3年次）に、後述のとおり、同じクラスの他児童又は他学年の児童からいじめと思われる被害を受けた。被害の訴えは、いずれも本児童母から学校に対し、面談、電話又は担任宛手紙によってなされた。被害の訴えを受けた各担任は、いずれの場合も当日又は翌日に本児童及び加害児童に直接聴き取りを行っており、一部については、直ちに加害児童が判明し、担任等の教職員から加害児童への指導が行われた。例えば、本児童は、令和2年（1年次）に同じクラスの児童Bから悪口を言われたり、児童Cからビンタをされたりするなどのいじめ被害を受けた。担任教諭は、児童双方から話を聞くなどし、最終的に加害児童が事実を認め謝罪をして終結した。また、担任教諭は、双方の保護者にも連絡を行った。

しかし、令和2年度（1年次）に本児童が児童Aから倒され、腹部を蹴られたと主張する事案について、本児童母は児童Aの保護者に事実関係を伝えるよう希望したが、1年次担任が児童Aの保護者に事実関係を伝えたか否かが不明のまま2年次に進級することになった。

その後、令和4年度（3年次）に入り、同じクラスになった児童Aから再び暴力の被害を受けるようになったため、本児童母は3年次担任に

対し被害を手紙で訴えた。しかし、その後も児童Aからの暴力がやまなかつたため、本児童母は自身が直接児童Aに注意することも考えたが、学校に被害を伝えている以上、第一次的には学校（担任）の対応にまずは委ねることとして思い留まった。

本児童母は、3年次2学期以降、本児童が「先生に言っても何もしない」などと本児童母に述べていたことから、3年次担任が児童Aの保護者に本児童への暴力をきちんと伝えて指導しているのかどうか、学校側がいじめ問題として真摯に対応しているのかどうかについて、疑念を抱くこととなった。そこで、本児童母は3年次担任に対し、「(児童Aの)親と話をさせてください」と申し入れたが、3年次担任は自分が話しておく旨を述べて断った。

本児童母は、令和5年2月6日、9時頃、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）との面談を希望し、SSWと本児童両親とが面談を行った。本児童母は、SSWとの面談中に、本児童のいじめによる被害が深刻であると気づき、放置できない思いで、その日のうちに、再度SSW、担任、本児童母とで面談をする運びとなった。

その後、同年2月9日、学校において、本児童両親、校長、1年次担任、3年次担任、児童A母とで話し合いが行われた。児童A母は、児童Aが本児童に対して暴力を振るっていたという明確な連絡を受けていないという話をした。これに対し、3年次担任は児童A母に伝えた認識があるとのことであり、認識に食い違いがあることがわかった。

本児童は、同年2月17日、転校した。

本児童は、同年2月13日、病院を受診し、急性ストレス反応、摂食障害、反復性腹痛の症状が認められ、同年3月15日、同病院の診断書が発行された。

本児童保護者の訴えの主な内容は、いじめの被害回復をどうするのか、学校はいじめへの対策をしていたのか、校長は危機感を感じていた

のか、小学校は連絡義務を怠っている、SSWに話を聞いて欲しい、児童Aの父への事実伝達をして欲しい等である。

4 当該学校の概要<省略>

5 本児童所属学級の概要<省略>

6 いじめの内容について

本児童又は本児童母が訴えた、クラスメート等から受けたいじめの内容は以下のとおりである。

事案①令和2年

児童Aから倒され、腹部を蹴られる、つねられる。

事案②令和4年4月

児童Aから肩を掴まれ、「ゴミ、カス」と言われる。

事案③同年9月7日

児童Aから胸ぐらを掴まれ机に数回押しつけられる。

事案④同年11月1日

4年生の児童Dから口付近を殴られる。

事案⑤令和5年1月

児童Aから腹部を蹴られ殴られる、肩を掴まれ背中を蹴られる、服を引っ張られる。

事案⑥同年2月1日

児童Eからトイレの壁に押しつけられる。

事案⑦同月2日

児童Eからほうきで叩かれる。

事案⑧同月3日

児童Eから倒され馬乗りにされて首を絞められる。

以上の事実の他、本児童又は本児童母は、令和3年（2年次）に児童Cから顔面を殴られる、令和4年（3年次）に児童Aから、日常的に叩かれていたこと、登校時に持ち上げられて落とされたこと、傘でつり上げられたこと、太ももを蹴られたこと（以下「その他被害」という。）についても被害を訴えている。

### 第3 調査の経過と概要

#### 1 調査の経過

別紙1（令和4年度第1号事案 開催日程）のとおり。

#### 2 学校側その他関係者からの聴取等の要旨<省略>

#### 3 調査の対象とした資料の概要<省略>

### 第4 重大事態に係るいじめの事実認定と評価

#### 1 はじめに

本件においては、前記記載の各主張事実のうち、①～⑥及び⑧の事実は、学校が行った調査により加害児童及び行為の内容が以下のとおり明らかになっている。したがって、これらは事実として認定できるが、⑦及びその他被害は認定しない。ただし、児童Aから複数回暴行を受けたことは認定する（以下、認定したいじめを「本件いじめ」という。）。

事案①令和2年

児童Aから倒され、腹部を蹴られる、つねられる。

事案②令和4年4月

児童Aから肩を掴まれ、「ゴミ、カス」と言われる。

事案③同年9月7日

児童Aから胸ぐらを掴まれ机に数回押しつけられる。

事案④同年11月1日

児童Dから口付近を殴られる。

事案⑤令和5年1月

児童Aから複数回蹴られた。

事案⑥同年2月1日

児童Eからトイレの壁に押しつけられる。

事案⑧同月3日

児童Eから倒され馬乗りになされて首を絞められる。

前記⑦の事実については、児童Eが3年次担任及び校長に対し、事実を否定する証言をしていること、前記⑦の事実及びその他被害について、当事者及びクラスメイトに対し聴取することは、医学的見地からして、精神的な負担となること、現時点で既に事案が発生したと主張されている時期から1年近く経過しており、当事者及びクラスメイトから明確な証言を得ることは困難であることから、当部会は、⑦の事実及びその他被害の調査を継続しなかった。

もともと、令和5年2月6日、3年次担任は、複数児童から、児童Aによる本児童の被害（押したり蹴ったりされる行為）が複数回あったことを聴き取っていることから、児童Aによる暴力は、複数回あったと認められる。確かに、複数回の暴力は、その具体的な内容が明らかになっていないため、前記①乃至③及び⑤である可能性はある。しかし、複数の児童から証言がなされていることからすれば、日常的とまでは認定で

きなくとも、前記①乃至③及び⑤以外にも児童Aからの暴力があったものと認定することができる。

## 2 認定した事実といじめの評価

### (1) 認定した事実

当部会は上記1記載のとおり本件においては、調査の結果上記①から⑥までの事実及び⑧の事実並びに3年次に児童Aから複数回押されたり蹴られたりする事実があったと認定する。

### (2) 当部会の「いじめ」の定義

当部会の「いじめ」の定義は、法第2条第1項にあるとおり、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

本調査において個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### (3) 認定した事実に対する「いじめ」の評価

上記(1)で認定した事実は、いずれも本児童の身体に対し有形力を行使して打撃等の攻撃を加える行為であって、本児童の身体に対する物理的な影響を与えるものであるところ、かかる事実の性質上、一般的に、当該攻撃を受けた児童が心身の苦痛を感じるものであることは明らかである。

そして、本児童も上記各事実を受けて心身の苦痛を感じて本児童母に事実を打ち明けていたことからすれば、いずれも法第2条にいう「いじめ」に該当することは明らかである。

## 第5 認定したいじめ等と本児童の心身の状況との間の因果関係

- 1 本児童を診断した医師は、本児童は、令和5年3月15日の時点で急性ストレス反応、摂食障害及び反復性腹痛の症状を呈しており、そのいずれもがいじめが原因であるとの診断を下している。
- 2 認定したいじめは、前記第4のとおりであり、いずれも本児童が心身の苦痛を感じるものであることは明らかで、認定したいじめと本児童の症状との間には、相当因果関係があると認められる。また、後記第6で指摘する学校の問題点（担任教諭がいじめに適切に対応しなかったこと、進級時の引継ぎが十分に機能していなかったこと等）が、心的外傷へと発展させた要因であると認めるのが相当である。
- 3 よって、認定したいじめ（特に児童Aからのいじめ）と本児童が急性ストレス反応、摂食障害及び反復性腹痛に悩まされていることとの間には、相当因果関係があり、当該いじめを適切に対応しなかった学校の対応が、心的外傷へと発展させたものといえる。

## 第6 学校がいじめに対する対応の問題点

### 1 児童間で起きた暴力行為に関する教職員側の問題軽視

当該学校では、学校いじめ防止基本方針でいじめを「いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童（人数に関係なく）が行う心理的または物理的な影響を与える行為（ネットいじめ、ラインはずし等も含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じていることをいう」と定義している。また、同方針には、いじめ防止のための基本姿勢として6つのポイントが挙げられており、その2番目に「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるた

め、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に注目する」とある。本件は本児童が小学校入学以後、複数児童から複数回暴力行為を受けていたものであるが、暴力行為に対して3年次担任は「相手に悪意はないから悪質ないじめという認識は持っていなかった」等という認識であった。児童間のトラブルに関し、1年次の担任を含めて対処はしていたようだが、解決に至らなかった。事態の慢性化は、いじめに対する認識不足や認識の誤りと相まって、いじめに対する危機感の鈍麻を招いたと考えられる。また、いじめについて、被害児童が「大丈夫」と答えたとしても、それは自尊心を保つ等のための体裁というケースがある。被害児童の言葉に頼らず、被害の事実があるか否かという事実にもとじた状況把握と対応が求められる。暴力行為は被害児童の尊厳を脅かす行為であることを学校側は強く認識し、暴力行為は一刻も早く止めなくてはならないという危機感を強く持つ必要がある。

## 2 進級時の情報引継ぎの不十分さ

本事案において本児童は小学校入学後から間欠的に暴力被害を受けている状態にあったが、当該学校では進級時にその情報について十分な引継ぎ、共有が行われていなかった。現に、本児童は、1年次に児童Aから暴力を受けており、担任も双方に事情を聞き、事実確認をした上で保護者にも連絡しておきながら、児童生徒支援引継ぎシートに記載をできなかった。児童Aが本児童以外にも多数の児童に手を出していることを考えると、細やかな引継ぎが困難であった可能性は否定できない。しかしながら、保護者からすると自分の子どもが一度でも暴力を受ければそれは強烈なインパクトのある出来事である。そのことを令和5年2月の話し合い時に参加した1年次担任が記憶になかったこと、進級時に引継がれていなかったということが、本児童の保護者が学校側に不信感を抱く大きなきっかけとなった。保護者はいじめ被害があるたびに担任に相談

していること、毎年年度始めに提出する保護者記入の「児童個人票」にはいじめ被害についてきちんと記入していることから、本児童がこれまでいじめ被害を受けてきたことを学校側がきちんと認識していると考えるのは自然なことである。このように、保護者の信頼を裏切る結果となってしまったことを重く受けとめ、児童の1年次からの記録を一元化するなど、より一層の改善を図っていただきたい。

### 3 いじめ第一報の提出遅れ

令和4年1月1日に発生した上級生から本児童への暴力については、学校側は緊急のいじめ防止対策委員会を開催しており、会議内で「いじめ第一報」を提出するという話になっていたにも関わらず、実際に提出されたのは、令和5年2月7日である（当該学校の「学校いじめ防止基本方針」では「『いじめ第一報』の作成は3日以内、市教委への提出は2週間以内」となっている）。校長らからの聞き取りでは、当時、誰がいじめ第一報を作成し、誰が提出するかについての明確な決まり事がなかったため、作成・提出の責任の所在が不明確であり、「誰かが提出していると思っていた」という認識であった。

また、その後誰も提出していないことに気がついていなかったということは、いじめ事態が起きた際にいじめの状況がその後継続していないか等の経過確認も不十分であったのではないかと考えられる。いじめ防止対策委員会記録でも、その後の経過確認が行われている形跡はない。いじめが発生した際、いじめ行為がやめばそれで解決ということではなく、問題の背景の理解、被害児童、加害児童に対するその後の経過確認等がないと、本質的な解決には至らないのではないかと考える。

「いじめ第一報」の提出、すなわち、その前提となる担任から校長、校長から教育委員会への速やかな報告がなぜ重要か。それは、指導監督権及び各種権限を持つ校長、教育委員会に速やかに報告することによっ

て、組織として対応するためである。そのために「いじめ第一報」はある。それは被害児童を守るだけでなく、組織として対応することによって、結果として、担任教諭を孤立させないことにもつながる。危機管理は組織で対応するということを再確認してほしい。

#### 4 平時からのいじめ事態に対する対応の不十分さ

前記3と関連するが、当該学校が取り決めた「学校いじめ防止基本方針」が形骸化していたことが問題点として挙げられる。少なくとも現校長に変わった令和4年度は緊急のいじめ防止対策委員会は開かれていたが、定例のいじめ防止対策委員会は開かれていなかった。これは、学校側のいじめ対策に関する姿勢が不十分であったことを示していると思われる。

#### 5 トラブルを起こしやすい児童の指導ないし対応の不十分さ

児童Aは1年次より、本児童以外にも多数の児童に対して言葉や身体による暴力を行っていたことが明らかになっている。各年次の担任はその都度児童Aに注意、指導を行っていたとのことであるが、状況が改善することはなかった。状況に改善がみられないということは、指導方法の見直しを行わなくてはならない状況と考えられるが、担任は児童Aに対してその都度注意するのみであり、何かしらの組織的、継続的な取り組みは行われてこなかった。児童Aについては、進級時のクラス編制の際、この児童に配慮したクラス編制が行われており、学年団をはじめ学校内では配慮が必要な児童として認識は共有されていたことがうかがわれるが、日常的な対応はすべて担任に委ねられていた。休み時間の見守りを行う担任をサポートするような体制、また当該児童について情報共有したり、どのような指導が有効か、どのよ

うに家庭と連携するか等を検討するケース会議も行われていなかった。対応は単発的で状況の改善に至るものではなかった。

このような配慮が必要な児童に対しては、担任一人で対応するのは困難であり、チームとして対応に当たる必要がある。また個々のクラスで何が起こっているかは外からは見えづらく、“密室”になりがちである。担任も自身の指導力不足の問題となることを恐れ、相談することへの抵抗があることも考えられる。担任一人で問題を抱え込むことがないよう、情報共有の体制づくり、相談しやすい雰囲気づくりを学校側も作っていく必要がある。人員不足等で、複数対応が困難等の問題点はあると考えられるが、担任一人に任せるのではなく、複数名で対応できる環境作りは必須である。そのような文化が形成されていない事が問題である。

## 6 管理職への報告をしていないこと

1年次担任も3年次担任も、いじめ事案の報告を管理職にしていない。これでは、いじめに対して、学校全体で対応できない。

## 7 保護者との連携が不十分なこと

1年次の担任も3年次の担任も、児童Aの保護者へは、事案毎ではなく、学期毎等にまとめて報告をしている。そのため、保護者と連携が取れていない。児童Aの保護者は、1年次及び3年次の担任からは、まとめて報告があったため、どの児童とトラブルになったかよくわからない状況であった旨述べており、保護者が加害児童に適時適切に指導できない遠因となっている。この点、学校いじめ防止基本方針にも、「いじめを行った児童の保護者への対応について、正確な情報を伝え、継続的な助言や指導を行う。決して学校内だけで問題解決をすることをしない。」と記載されている。

## 8 SCやSSWの専門職の活用が不十分であった点について

上記の問題と関連するが、被害児童及び加害児童への対応にスクールカウンセラー（以下、「SC」という。）やSSWが積極的に活用されてこなかったことも問題点として挙げられる。児童Aは1年次から継続的に他児への手の出やすさが見られており、専門職が関わる余地は多大にあったと思われる。特に児童Aについては、3年次に一度だけ保護者と面談しているものの、心理検査の実施等、外部機関への相談は断られたとのことで、1度だけの面談で対応が終了している。要配慮児童やその保護者への対応こそ、専門職が継続的に関わり、加害児童のアセスメントおよび担任へのコンサルテーション等、関わる必要性があったのではないかと思われる。また上記の“担任が一人で問題を抱えない体制づくり”と関連するが、積極的に専門職を活用することで、複数の目がクラスに入ることにもなり、担任が一人で問題を抱え込みにくい環境にもつながっていくと思われる。

## 9 被害児童保護者・加害児童保護者・学校の話し合いの場の設定に配慮が足らなかったこと

保護者が学校側への不信感を増大させる大きなきっかけとなったのが、この話し合いである。この話し合いの場は、本児童の母親が希望し、セッティングされたものだが、この場で明らかになったのは、児童Aの保護者が本児童への行為について認識していなかったこと、1年次の担任が1年次の加害児童からのいじめ被害を記憶していなかったことであり、これを受けて本児童保護者が自分の子どものこれまでのいじめ被害に対し学校が十分な意識を持って対応していなかったと感じるのは自然なことである。この話し合いの翌日から本児童は欠席し、学校と保護者間で信頼関係が回復することなく、結果的に転校へと至った。

当事者の話し合いの場を作ることについては、もっと慎重な対応がとられる必要がある。少なくとも保護者が何を希望、期待しているのかを十分聴き取り、相手方はどういう認識なのか、学校側として今後どういった対応をとることができるのか、等を十分検討した上で、話し合いの場が設定されるべきである。担任・管理職らが事前に十分な協議をしたかは不明であり、結果的に保護者を落胆させ、学校に対する信頼を失わせることになったのではないかと思われる。

## 第7 提言

### 1 教育委員会に対して

#### (1) 加害児童への適切な措置をとるための指導

本事案において、本児童は現在、市外の学校に区域外通学を行っており、区域外通学にあたっては本児童およびその家族に身体的、時間的、経済的負担が発生している状況である。区域外通学は学校が本児童にとって安全な場所ではない、との保護者の判断によるものであるが、いじめ被害が発覚した時点で、本児童にとって学校が安全・安心な場所に戻ることができるよう、学校側が何らかの適切な対策、対応をとる必要があった。

しかしながら本事案における学校の対応をみると、加害児童にその都度注意や指導は行っていたものの、加害行為は間欠的に続いていたことから、加害児童への注意や指導のみの対応では不十分であったと言わざるをえない。1年次担任、3年次担任とも加害児童保護者への連絡に積極的ではなかった形跡があり、加害児童の保護者に状況が正確に伝わることなく、家庭と学校で十分な連携もとられなかった。教育委員会としては、いじめ加害が発覚した際に、学校が被害児童の学ぶ権利の速やか

な回復のために、加害児童及びその保護者に対してどのような措置をとることができるのか、またとるべきなのか、その対応指針を教育委員会が学校と協議する必要があるのではないだろうか。具体的には、加害児童の学ぶ権利に配慮しつつ、加害児童の別室での教育及び出席停止等を検討してほしい。

### （２）児童情報の活用に向けた情報の一元管理

本事案では学年進級時の教員間での引継ぎの問題に加え、保護者作成の児童個人票に記載されていたいじめに関する情報が活用されていなかった。また保護者から担任への相談についても担任が把握するのみで、管理職にはその状況が伝わっていないという状況もあった。このような状況を考えると、校内での児童生徒に関する複数の情報（担任が作成する進級時の引継ぎシート、保護者作成の児童個人票、日頃の指導情報、保護者からの相談記録等）を効率的に活用できるような情報の集約化、一元管理の仕組みの構築を検討していただきたい。例えば、電子化により情報を集約することができれば、必要時に複数の教職員が閲覧・参照できる仕組みを作ることが可能となり、それは紙媒体での様々な書類の作成・管理よりも教職員の業務効率化や、情報の見落としの予防や有効な活用にもつながると考えられる。

### （３）職員研修の工夫

これまでも、職員研修は行われているが、未だにいじめに対して不十分な認識を持つ教員や、不十分な対応となってしまう学校がなくならない。したがって、職員研修の方法を大幅に見直す必要があるのではないかと考える。例えば、アクティブ・ラーニングの方法を活用し双方向型の研修を取り入れる（ディスカッションを行いながらの事例研究会等）、また具体的に現場の教員が判断・対応に迷うポイントを取り入れた研修の実施（「いじめ第一報」としてどういう事例を報告し、どういう事例は報告不要であるか、第一報後の対応等）、研修後の理解度チェックの実施

及び結果のフィードバック等があげられる。また、理解度チェックに自由記述式のアンケートを加え、現場のいじめ対策のアイデアや悩みを自由記載する欄を設けることで、現場の知恵や悩みを吸い上げることもでき、またその結果を教員にフィードバックすることで知恵や経験の共有を行うこともできるだろう。こういった様々な工夫により教員の学ぶ姿勢を高めていくことは、現場にとっても教育委員会にとっても利益がある。

#### (4) その他

なお、一部の委員からは以下のような意見もあったため、参考までに記載しておく。デジタル技術の進展から、優秀な教師の授業を録画して相互研鑽に用いたり、オンラインで複数の学級で授業を受けたりすることが可能となった。児童生徒の様子や担任教諭の仕事ぶりの観察、証拠保全という管理的視点だけでなく、学習研鑽的視点を持って、デジタル技術による観察制度（カメラ等）を導入することも選択肢として検討してほしい。カメラによる撮影や画像の保存等クリアしなければならない問題も多いが、選択肢の一つとして検討し、問題をクリアできる場合は、指定校などで実験的に用いることも考えてほしい。

## 2 学校に対して

### (1) 学校いじめ防止基本方針に従った対策をとること

学校設置の基本方針の周知徹底は、忘れてはならない。

発見した教職員は、必ず管理職に報告し、「いじめ第一報」を提出することを徹底する。そして、被害児童保護者に寄り添い、家庭と連携を取っていじめ防止、発生したいじめへの対応をすべきである。

### (2) SC、SSW、スクールロイヤー等の専門職の活用

SC、SSW、スクールロイヤー等（以下「SC等」という。）の専門的職員の役割と活用方法を、教員及び保護者に周知するとともに、その

活用を意識していただきたい。本事案においては、S C等が被害児童とその保護者のみならず、加害児童やその保護者、担任への支援等に関わることで、ここまでの事態に至らずに済んだ可能性もある。特に教員側には気になる児童がいれば相談でき、専門的観点から児童の理解や関わり方、また学級経営について助言を受けられること、また保護者への関わり方についての助言も得られること、必要であれば外部相談機関を紹介してもらえ、等を積極的に周知していただきたい。また、管理職はS C等と日頃から積極的にコミュニケーションをはかり、気になる児童はいないか等、尋ねていただきたい。そうすることでS C等も校内で活動しやすくなり、それが結果的に風通しのよい学校環境にもつながっていくと考えられる。

### (3) 進級時引き継ぎの工夫

進級時のクラス編制の際には限られた時間で大人数の引継ぎを行わなくてはならず、本事案はその中で被害児童の情報の抜け落ちが起きてしまったわけであるが、進級時の必要な引継ぎが漏れなく行われるような工夫（前記1（2）で述べたようにファイルの電子化、一元化）について校内で検討していただきたい。

### (4) 教諭の適正配置・見守りの工夫

児童の特性を踏まえた対応に精通した教諭を配置するよう心掛けていただきたい。

いじめ事案は多様で、見立てや対応は定型がなく難しい。また、本事案のように担任が暴力に敏感でないような場合は、学校においていじめの把握が困難である。そこで、登校時から下校時まで、校長やS C等がペアで学級の様子や授業を観察する。そのことで、家庭と学校での児童の言動の違いを保護者に説明でき、協力を得やすくなる。校長等による観察は児童の様子の把握だけでなく、担任教諭の仕事ぶりを把握する機会ともなり、正確な人事評価と人材養成の観点から有効と考える。

#### (5) 児童一人一人に向き合い、寄り添う教育

児童に目を向け、児童の声を聞いてほしい。先入観を捨て、児童一人一人の個性を受け止め、それを活かしたクラス運営に努めてほしい。教員の姿勢は児童にも伝わり、いじめが生まれにくい環境に近づく。

### 第8 最後に

当部会の主な目的は、いじめの再発防止にある。生じた心身の傷は、長期間にわたって被害児童等を苦しめることになる。本調査においても、我々は、本児童及びその保護者の心身への影響の大きさ、深刻さを思い知った。その支援を真っ先に考える必要性を再確認する思いであった。

また、加害児童の保護者の話を聞くことができ、そのおかげで多面的に事案を理解できた。全く別の場面では、加害児童は被害児童になり得る存在であることもわかった。

学校には、不適切な対応や見落としがあった。真摯に反省し、総合的かつ具体的な取り組みが求められる。学校いじめ防止基本方針の徹底と教訓を無駄にしない取り組みをお願いしたい。

いじめ問題への取り組みは、今後も続く。その際、この調査報告を活かしてほしい。我々は、いじめの再発防止に向け、問題点を洗い出し、議論をしてきた。問題を指摘された当事者においては、真摯に受け止め、よく考えてほしいと心から願う。

## 令和 4 年度第 1 号事案 開催日程

回数	日時/場所	参加者
第 1 回	令和 5 年 5 月 1 7 日 (水) 1 0 : 0 0 ~ 大分市役所第 2 庁舎 6 階 教育委員室	調査委員 3 名、事務局 4 名、 児童生徒支援室 1 名
第 2 回	令和 5 年 6 月 1 3 日 (火) 9 : 0 0 ~ 大分市教育センター 2 0 3 研修室	調査委員 4 名、事務局 3 名、 当該児童保護者 1 名
聴取	令和 5 年 6 月 3 0 日 (金) 9 : 3 0 ~ 大分市役所第 2 庁舎 6 階 教育委員室	調査委員 3 名、事務局 2 名、 当該児童元担任 1 名
聴取	令和 5 年 7 月 3 日 (月) 1 3 : 0 0 ~ 大分市役所第 2 庁舎 6 階 教育委員室	調査委員 3 名、事務局 2 名、 当該児童元担任 1 名
聴取	令和 5 年 8 月 7 日 (月) 1 0 : 0 0 ~ 大分市役所第 2 庁舎 6 階 教育委員室	調査委員 4 名、事務局 2 名、 元当該学校スクールソーシャル ワーカー 1 名
聴取	令和 5 年 8 月 2 5 日 (金) 1 4 : 0 0 ~ 大分市教育センター 2 0 1 研修室	調査委員 4 名、事務局 3 名、 当該小学校校長 1 名 当該小学校教頭 1 名
第 3 回	令和 5 年 9 月 1 1 日 (月) 1 6 : 0 0 ~ 大分市役所第 2 庁舎 6 階 教育委員室	調査委員 3 名、事務局 3 名
第 4 回	令和 5 年 1 1 月 6 日 (月) 1 3 : 3 0 ~ 大分市役所第 2 庁舎 6 階 教育委員室	調査委員 4 名、事務局 3 名
聴取	令和 5 年 1 2 月 4 日 (月) 1 3 : 3 0 ~ 大分市役所第 2 庁舎 6 階 教育委員室	調査委員 2 名、事務局 3 名、 関係児童 A 保護者 1 名 当該小学校元教頭 1 名
第 5 回	令和 5 年 1 2 月 2 2 日 (金) 1 4 : 2 0 ~ 大分市役所第 2 庁舎 6 階 教育委員室	調査委員 3 名、事務局 3 名
第 6 回	令和 6 年 1 月 3 1 日 (水) 9 : 0 0 ~ 大分市役所第 2 庁舎 6 階 教育委員室	調査委員 5 名、事務局 3 名
第 7 回	令和 6 年 2 月 2 8 日 (水) 1 0 : 3 0 ~ 大分市役所第 2 庁舎 6 階 教育委員室	調査委員 5 名、事務局 3 名
調査報告	令和 6 年 3 月 1 3 日 (水) 1 0 : 3 0 ~ 大分市役所第 2 庁舎 6 階 教育委員室	調査委員 5 名、事務局 4 名、 当該児童保護者 2 名

回数	日時／場所	参加者
調査報告	令和 6 年 3 月 27 日（水） 9：00～ 大分市役所第 2 庁舎 6 階 教育委員室	調査委員 2 名、事務局 4 名、 教育委員会関係者、学校関係者
電話聴取	令和 6 年 4 月 11 日（火） 14：50～	調査委員 1 名、 当該小学校校長 1 名
調査報告	令和 6 年 6 月 27 日（木） 13：00～ 大分市役所第 2 庁舎 4 階 教育総務課分室	調査委員 1 名、事務局 1 名、 当該児童保護者 1 名